

## 土木施設アドプト事業への参加団体を募集しています

本市では、道路、河川、公園などの土木施設について、市民の皆様と協働して快適な公共空間を創出するとともに、誇りに思う郷土愛や土木施設への愛着心、コミュニティ活動の醸成を目的に、土木施設の清掃を行っていただける団体を支援する「小松島市土木施設アドプト事業」を実施しており、新たな参加団体を募集しています。現在、本市で15の団体等の皆様にアドプト事業に参加していただいています。

### アドプト制度とは

アドプト制度とは行政と市民が協定を結び、行政が整備した公共施設を市民がボランティアで清掃・美化を行い、行政がその活動を支援する制度のことです。

### 対象施設

市が管理する道路、側溝、排水路、河川、公園等の土木施設

### 参加団体への市からの支援

- 清掃用具等の貸出
- ごみ袋の支給
- 参加者に対する傷害保険の加入
- 活動区域への参加団体名を記載した看板の設置

### 参加団体の要件

市内の土木施設において清掃美化活動（年3回以上）を行うことができ、以下の要件を満たす組織が参加できます。

- 小学5年生以上の方で構成されていること。（※中学生以下の場合は、保護者または監督者の方の参加が必要です。）
- 市内に住所を有する方、市内の事務所若しくは事業所等に勤務する方、若しくは市内の学校に在学の方が原則5名以上含まれていること。（例：町内会、自治会、子供会、老人クラブ、企業等）

### アドプト事業に参加するには

「参加団体届出書」「年間活動計画書」を提出し、市との「覚書」を締結していただきます。

## 地籍調査にご協力をお願いします

令和5年度から令和6年度にかけて、櫛淵町字喰味谷において、国土調査法に基づく地籍調査を実施します。この調査は、一筆ごとの土地の地番、地目、境界、所有者、面積等について、調査、測量を実施し、その結果を土地の登記簿に反映し、調査により作成する地籍図を法務局に備え付けるものです。

調査が完了すると、土地の境界位置を数値データ（座標データ）で管理することが可能となるため、土地の取引等に関するトラブルを未然に防止するとともに、災害発生時においても、容易に土地の境界を復元でき、迅速な復旧が可能となります。

調査方法等について11月初旬に地元説明会を実施する予定です。調査の対象となる土地の所有者および関係者の皆様には、説明会や調査の日程等に関する案内文書を後日送付します。

この調査では、土地の境界を確認する際に、現地での立ち会いが必要となりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

### ご協力をお願いします

## 小松島ステーションパークSL記念広場内での工事のお知らせ

小松島ステーションパークSL記念広場内において、インクルーシブ遊具（大型複合遊具）の設置ならびに駐車場の整備工事（令和6年1月末に完成予定）を実施します。

施工期間中は、安全対策のためSL記念広場内の利用制限、建設機械や大型車両等使用による周辺道路の一部通行規制など、公園利用者ならびに地域住民の皆様には、大変ご不便とご迷惑をおかけすることとなりますが、安全を第一に早期完成を目指し、鋭意工事を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。



SL記念広場イメージ図

問 市都市整備課 管理・地籍担当（市役所2階） ☎32・2118 / FAX 33・2104

✉ toshiseibi@city.komatsushima.i-tokushima.jp